

峰崎直樹君 社会党の峰崎でございますが、最初に大蔵大臣に。

先日、予算委員会の総括質問のときに円高問題で質問させていただいたわけでありまして。その後、私もちょっと気になりまして、あの時点で一ドル九十二円、一体どこまで行くんかいなと思ってしばらくおったんですが、実は二日前にちょうどたしか八十円台に突入したというようなことがありまして、これはやはりいても立ってもおられぬなと思って実はアメリカにおりました私の友人に電話を入れたわけです。

ちょっとしたエコノミストだったんですが、彼に言わせると余り心配するなど言う。心配は心配だろうけれども、短期的には心配だろうけれども、アメリカのルービンという財務長官は、御存じのようにゴールドマン・サックスというところの重役かなんかやっておられて、とてもとても日本の私どもにいう政治家が太刀打ちできるようなものではないぞと、ちょっと我々に対する厳しい御指摘もあつたんです。

そんなことを話しているうちに、一番の責任があるのは、きっかけをつくったのは、たしか連邦銀行の理事が、もうこれ以上は、過熱してインフレが大変だからということで利上げをする必要はないんじゃないかというところから端を発して、そして例の共和党の党のコントラクト、党の契約のうちの財政をちゃんとするという法案が否決をされた。大体ウエートからすれば前者が一制で後者のウエートの方が九割ぐらい大きいと。

ルービンという人は、前回の九四年ごろの円高のときに、こういうときは下手に介入しても怒濤のような流れをちょっとした介入でもって対応できるようなものじゃないんだ。とにかく行くところまで行かせて、そして、どうやらここまで行ったら逆にマーケットの方がどうも不安になるというところがあるはずだから、そこへもってきて介入すれば非常にタイミングがよくなる。だから、そういう点では余り過敏にならない方がいいんじゃないのかと。日本経済がかつて三百六十円からいろいろ曲折はあってもその都度円高を克服してきた。そういう点では確かに製造業の影響はあるかもしれないけれども、日本経済のトレンドとしてはそういう急速な円高についても長期的には対応できる可能性というか体力を持っていると思う、こういう御指摘があつたわけです。

きょうはそのお話をする時間はありませんし、また別途そういうことを議論する機会があると思いますが、実はそのとき、それよりも最近アメリカでちょっと心配なのは、かつては通産省を批判する、つまりノートリアス M I T I ということですね、恐るべき通産省。チャーメーズ・ジョンソンが通産省の奇跡という本を書いて、広く我々もそんなものかいなと思ったわけです。ところが、どうも最近のアメリカの論調の中には、相手が通産省からどうやら大蔵省の方に移ってきているんじゃないか。そのときに挙げたのが、ロンドンのエコノミストが二月の月上旬にたしかそういう論文を載せている。

それと、実はきょう慌てて、中央公論の四月号、きょう発売です。この後ろに、フォーリン・アフェアーズの最新号の中に、もうお読みになったかどうかわかりませんが、「大蔵

省 目に見えぬリヴァイアサン」、こういふことで、書いた人はイーモン・フィンクルトン。私も余りよく知らない人なんですが、この人は米国の金融ジャーナリストで、最近「ブラインド・サイド」といふ本を書いてその抜粋が載っておったわけです。

書いてある中身は、ざっと読んだだけなんですが、それほど目新しいものはないわけですが、天下りで大蔵省の官僚が輸銀だ開銀だ公取だ、いろいろなところを押さえておる、あるいは日本の政治はだらしなやかという格好で出されているんですが、最近では「大蔵省解体論」といふ、ちょうどさきがけの武村大臣のところ五十嵐さんが、私も税制でやっているんですが、そういう点で大蔵省に対する風当たりというものが非常に強くなっているなど。

これは、先ほど言ったニューヨークの私の友人も、そういう意味ではそういう流れが起きてきている、そのことにやはりちょっと注意を向けた方がいいぞ、こういう御指摘があったものですから、冒頭武村大臣に、このようないろんなそういう動きがあるわけでございますし、政治家の中からも「大蔵省解体論」なんといふ本が出るような御時世になっているんですが、そういうことに対する大半の総括的な、まだ恐らくこれをお読みにならないだらうと思ひますから余計なことかもしれませんが、私自身も、これは相当やはり日本自身の大蔵行政といひますか、金融行政の一端に参加している身からしても見逃せないなといふふうに思ひしておりますので、御意見があったらお伺ひしておきたいと思ひます。

国務大臣（武村正義君） まず、為替の変動に対する友人のお話を御紹介いただきありがとうございます。

大蔵省に対する感想、批判に対する感想ということではありますが、昨今、世の中は春になりましたが、本当に冷たい風が大蔵省には吹き荒れておりまして、それと今のフォーリン・アフェアーズの論文とは関係ない話ではありますが、身を引き締めながら、しかし日々大変大事なさまざまな仕事を負わせていただいているわけでございますから、間違いのないように精いっぱい努力しなければいけないと思ひている次第であります。

大蔵省の諸君もそれぞれもう仕事に忙殺されているという感じがいたします。一日に財政、金融、税制と言ひますが、震災が起りましても総動員でありますし、やれ株の問題だ金融の問題だ、あるいは通貨の問題といふふうになりましてもさまざまなかわりを持つだけに、省の幹部は挙げてこの事態に全力投球をしているところでございます。

明治以来大蔵省はこの国に存在し続けてきたお役所であります。最も伝統のあるお役所の一つであります。今の日本の社会経済の仕組みで政府の存在がどうなのか、その中における大蔵省の存在がどうなのか、いろんな論議が当然あってしかるべきだと思ひしております。そういう中に解体論などといふものも、私の党の足元から、大臣を務めておりますのに解体論を書く代議士が出てまいりまして驚いているわけではありますが、議論としてはいろんな論議があつてしかるべきだと思ひしております。

しかし、何せ我が国の予算一つを例にとりましても、財政という金額の出入りの面から国家の一年間の仕事全体を総括する仕事でありますし、金融は金融で、午前中も御議論がありましたように日本の経済の中枢に立つ大事な仕事でありますし、税制はまだある意味では民主主義の原点であり、国民の一番関心の深い直接利害にかかわるテーマでもあります。そんな仕事を預かりながら、私としては、今大蔵大臣という仕事につかせていただいている間は、とにかく精いっぱい仕事を務めさせていただくことに一生懸命精進をさせていただきたいという思いでいっぱいでございます。

峰崎直樹君 日ごろ私も税制その他でおつき合いです機会があるわけではありますが、文字どおり寝食を忘れて、大蔵省の方々の努力には本当に敬意を表したいと思っているわけです。

ただ、私、前回の大蔵委員会でもちょっとお話ししたと思うのでありますが、余りにも担当している権限というものが、予算をつくる、税を取ってくる、さらには金利を決める、日銀の監督まで進めている、あるいは国債を発行する、日本の経済に本当に大きな権限を持っておられる。それがまた逆に大き過ぎてさまざまな弊害というものが目立ち過ぎているのかなという感じが私もしてならないわけです。

昨日の証言にありました、田谷さんの事件にしても、そういった余りにも巨大な権限というものを持っているということをきちっとやはり自覚をしながら、そして我々からすればそういったものをできる限り、昨今の行革論議では統合しようというような動きが強いんですが、大蔵省に関してはその権限というものをむしろ分散化した方が日本の経済、政治にとっていいのではないかという声も出始めております。きょうはその議論をいたしません、こういった点を含めて今後また私なりに提言をしていきたいというふうに思っているわけです。

さて、非常に長たらしい繰り入れ特例に関する法律案、そのうち私はきょうは、昨今特殊法人の統廃合問題に関連して財投の問題が少し議論をされてきております。その点について少し触れてみたいというふうに思うわけですが、まず、私がお聞きしてみたいと思っておるのは財政投融资の規模でございます。

今年度幾らぐらいになるのかということについてはもう数字が出ているわけですが、この表に出た財投資金と、実は期間五年未満の短期資金と言われているもの、これをあわせてみると一体これは幾らぐらいになるんでしょうか。いわゆる今年度ですか、九四年度で結構でございますので、その長期と短期といたしますか、表に出た財投資金と、それから今年度の短期の運用されたものをあわせて総額幾らになるか。

政府委員（田波耕治君） 財投の決算が出ておりますのは平成五年度末でございますので、恐縮でございますがその数字でお答えをさせていただきたいと思いますが、財投計画の残高という意味で申しますと総額で約三百九兆円でございます。

ただ、その財投計画の原資を担っている大どころでございます資金運用部特別会計、それから簡易生命保険特別会計、これは委員御指摘のように、そのほかに例えば国債で運用するというような運用をしておりますので、それぞれの特別会計の残高ということで申し上げますと、平成五年度末で資金運用部特別会計の残高は三百二十六兆円、それから簡易生命保険特別会計の残高は七十四兆円ということに相なっておりますでございます。

峰崎直樹君 大変巨大な金額なんです。

今の数字は累積でずっと出されておりますが、単年度だけで調べてみますと、昨年度の当初予算、たしか七十二兆円前後でございましたでしょうか。それと対比しても、その財投資金の占めている、いわゆる予算上計上されている財投資金と短期運用とあわせるとほとんどこの七十二兆円近くなったというデータというものをとあるところで見ることがあるわけでございます。

そうすると、一般会計の予算と財投資金というのは、實際上動かしている金というのはもう全くほぼ同じぐらいの車の両輪だと、こういうふうにとらえてよろしいんでしょうかね。

政府委員（田波耕治君） 数字上で申しますと、例えばことしの財投計画で申しまして、いわゆる財投計画の中の一般財投の規模といわゆる一般歳出の規模、非常に似通ってきております。そういう意味では委員御指摘のような点があると思います。

ただ、機能といたしましては、これはよく御存じのように、一般会計の性格というのは基本的に租税という無償資金でもって例えば資源配分あるいは所得再分配をする、そういう機能を持つておるのに対しまして、財政投融资というのは基本的にその手法は金融でございますので、そういう意味での違いはあるということをおし上げておいた方がいいのではないかと考えております。

峰崎直樹君 ちょっと郵政省それから厚生省の方にお聞きしたいんですが、郵便貯金あるいは簡易保険、簡易保険の場合は、直接やっておるかどうかは別として財投の中に占める割合というのは非常に高いわけでありましてけれども、特に郵貯の場合、一九九一年度だったでしょうか大変な大きな伸びを示しましたですね。たしかまだ規制金利時代で非常に金利が高い、そして十年の定額貯蓄ということで、非常に有利だということでそれが預け入れられ、民間資金がぐっと集中したわけでありまして。

郵政省あるいは厚生省にお聞きしたいんですが、将来の伸びは一体どうなるんだろうかなど。特に郵貯の場合お聞きしたいのは、二〇〇一年になるのでしょうか、十年目の借りがえというのは、この借りがえというのは、十年たったそのときには一体どんなふうな財源を見込まれているのか、その点の見通しをちょっと両省からお聞きしたいんですが。

説明員（植村邦生君） 今後の貯蓄の動向につきましては、我が国では他国に例を見ない高齢化が進展する、あるいは金融自由化が本格化するということがございまして、将来を見通すことは大変難しい時代を迎えておると思います。

しかしながら、郵便貯金の場合、全国津々浦々の郵便局を通じまして個人の小口の貯蓄を集めておりまして、法人の預金等に比べまして経済情勢に左右される度合いは比較的少ないという特色を有しておりますので、引き続きこれからの安定的な資金の確保ということに努めてまいりたいと考えております。

先生御指摘のございました定額貯金が、平成三年度のもので満期を迎えますのは平成十三年度ということになりますので、現時点での具体的な予想というのは非常に困難でございますけれども、私ども、満期貯金につきましては日ごろからお客様に対しまして特段の御利用予定がなければ継続して預金していただくようにということでお勧めをしているところでございまして、これまでの実績におきましても相当の割合で引き続き御利用いただいているというようなことがございますので、その而も含めまして、安定的な資金の確保ということに努めてまいり所存でございます。

説明員（熊沢昭佳君） お尋ねの年金制度につきましては、長期的見通しのもとに安定的な運営を図っていく必要があり、このため計画的、段階的に保険料を引き上げることとしておりまして、一定の積立金を保有し、これから生じる運用収入を給付費の支払いに活用しているところであります。

年金の積立金については、保険料の水準や今後の給付額などの動向により一概には言えませんが、平成六年の財政再計算に基づく将来の収支見通しによりますと、年金の積立金は、二〇二五年には厚生年金で四百二十兆円程度、国民年金で四十六兆円程度となるものと見込んでおります。

峰崎直樹君 大蔵大臣にちょっとお聞きしたいんですが、郵貯が非常に伸びてくる、肥大化をする、そのことに対してこれは民業圧迫だと。簡保の場合もそうですね、これは保険事業の方との対抗関係がある。そういうことでよく民業圧迫という批判を聞くんですが、この点に対して、大蔵大臣として大蔵省の立場からはどのように考えられておるのかをお聞きしたいと思います。

国務大臣（武村正義君） 第三次行革審の最終答申では、「郵便貯金については、簡易で確実な少額貯蓄手段の提供という本来の目的に沿って、民間金融市場との整合性を図る。また、個人貯蓄分野における資金シフトを回避し、民間金融機関とのトータル・バランスを図る。」というふうにとまとめられておりますし、簡保につきましても、「官業としての立場を守りつつ適切な運営を行う」と、やや抽象的な表現であります。こんな答申が出ているところでございます。

官業であります郵貯、簡保については、民業の補完としての役割であることをやはり今後とも基本とすべきだと考えております。この基本線に沿ってその事業のあり方について今後とも検討が進められるべきであるというふうに思っております。

峰崎直樹君 今、補完ということであればいいんじゃないかということだったんですが、たしか九二年度と九三年度、平成で言いませんのでちょっとわかりにくいかもしれませんが、この両年度の貸し出しの伸びを見ると、どうも民間資金よりも公的資金の方が上回ったんじゃないか。その点、数字いかがでございますか。ちょっとその点は事前に言っていなかったかな、もしわかれば教えてください。

政府委員（田波耕治君） 例えば平成五年度における残高のシェアということでとりあえずよろしゅうございますでしょうか。

残高ベースで申しますと、民間金融機関が平成五年度におきましては七百五十一兆円であるのに対しまして、いわゆる政府関係金融機関の残高は百二十兆八千億ということになっております。

峰崎直樹君 残高で見たんじゃだめなんで、九二年度と九三年度は伸びはどうだったかという単年度の伸びを聞いたわけです。恐らくちょっと事前のあれがなかったんですが、私の聞いている限りでは民間よりもいわゆる公的な資金の方の伸びが高かったんですよ。

そうすると、今、大臣がおっしゃったように、民業を補完する意味での公的な財投の役割というところから、どうもやはり昨今の動きはそれを逸脱し始めているんじゃないのかなというふうに思うんですが、きょうは大蔵委員会ですから、郵政大臣がおられればもっと責任ある意見が聞けるので、その点はまた別途、別の機会にしたいなと思います。

もう一つお聞きしておきたいわけです。それは何かというと、そういうふうに郵貯やそういう資金が非常に吸収しちゃうとマネーサプライに影響しないか。M2プラスCDですね、そのマネーサプライに対して、例えば一九九一年に十八兆円にも及んで郵貯が取り込んだわけです。これはたしかGDPの四%に達していますよね。その四%に達するようないわゆる取り入れを行ったことは、それは非常にマネーサプライの低下をもたらしていないのかという批判があるんですが、日銀の方、これはいかがでございますか。

参考人（山口泰君） 郵便貯金と民間の預貯金の間のシフトを含めまして、いわゆる金融資産の中におきます資金の流入、シフトと呼ばれる現象が近年、金利の動きに大変敏感になってきておりまして、シフトが情勢によってはかなり大きくなる年もございます。

郵便貯金につきましては、御案内のとおり、金利が一番高くなり、ピークに達しましたようなときにその商品性の強みがフルに発揮されるものでございますから、そのような状況におきましては民間の預貯金から郵便貯金へのシフトが生じまして、例えば九一年度の

ように郵便貯金が大きく増加するというような動きがはっきりと見てとれることもございました。

情勢によりましては逆に郵便貯金の伸びが低くなるというような局面もあるわけですが、過去十五年ほどをとりまして長期的な流れがどういうふうになっていったかということを試みに振り返ってみますと、M2プラスCD、これはいろいろなマネーサプライの指標の中の一つでございますけれども、M2プラスCDと呼んでおります民間の預貯金はこの十五年間で二・八倍になっておりますのに対しまして、郵便貯金の方は三・七倍というふうになっております。結果といたしまして、個人貯蓄に占める郵便貯金のシェアが二八%から三三%に上昇するというような経緯をたどっております。

私どもの金融政策の観点から申しますと、一言付言させていただきますと、日本銀行は幾つかの通貨の指標の中でM2プラスCDというものに比較的重きを置いて見ております。その伸びが物価の安定と両立する範囲の中でできるだけ安定的に増加することが望ましいというふうに考えております。そういう考え方、そういう観点から申しますと、先ほどちょっと申しましたように、過去郵便貯金の増加によりましてマネーサプライが伸び悩むというようなこともございましたので、私どもといたしましては、そういうことが生じませんように、引き続き郵貯の金利設定等の運営が適切に行われることを期待しているところでございます。

峰崎直樹君 入り口のところのお金の論議、これ以上時間的に余裕ありませんからやりますが、どうもやはり将来的に見たときに、この郵貯の原資の伸び方というのは金利自由化のたしか九三年の六月ごろから変わってきていますから、恐らくはこれまでのような形では伸びていかない。年金の財源も恐らく高齢化社会を迎えると減っていくということで、入り口のところでもう大変厳しくなるんじゃないかと思えます。

今度は財投の運用の問題にちょっと中身を移してみたいわけでありまして。計画運用面と計画外運用面というのがあるわけですが、その中で、計画外の運用で八七年からスタートいたしました資金運用事業、これは郵貯それから簡保、さらには厚生省の年金福祉事業団ですか、その資金運用事業がスタートしたわけでございます。現在、九五年度には三会計の残高は六十二兆円に達するんじゃないか、こう言われておるわけですが、その運用利益は一体どのようになっているんでしょうか。

特にちょっとお聞きしてみたいのは、九二年八月以来PKO、いわゆる株価操作、その手段として使われたというふうにも聞いているわけですが、それはどれだけ使われて、現在そのことによって損失は生じていないのか。

さらに、昨今の円高でこの三事業の面で、これは郵政省及び厚生省にお聞きしたいわけですが、外債を購入しているためにうわさでは一兆二千億円ぐらい為替差損が出ているんじゃないか、こういうようなことも聞くわけでございます。国民の大切な財産、とりわけ年金財源の運用に当たっては大変これは重要なことでございますので、その点どのような

状況になっているのか教えていただきたいと思います。

説明員（藤岡道博君） お答え申し上げます。

最初に、資金運用事業の現状はどうなっているかという御質問でございますが、郵貯資金は、平成五年度の実績、五・五三%の運用利回りを上げております。これは資金運用部に預託した場合に比べまして、二百七十二億円、〇・一二%上回る有利運用ということになっております。また、昭和六十二年度の制度創設から平成五年度までの七年間の運用状況を見ますと、累計で二千五百二十七億円の運用益を上げております。これは資金運用部に預託した場合と比べまして〇・三五%上回る有利運用という形になっておりまして、所期の目的は達成したものであるというふうに認識しております。

それから、簡易保険の場合は郵便貯金とちょっと事情が違っておりまして、全資金の一割程度を資金運用事業ということで指定単運用、いわゆる簡保事業団を通じた指定単運用に充てております。この指定単運用は簡保の場合昭和六十二年度以降行っておりまして、平成三年度までは単年度の黒字を計上してはございましたが、平成四年度以降、国内経済の長期低迷ということの影響を受けまして、単年度では赤字になっておるとい状況でございます。

直近の決算でございます平成五年度の状況につきまして申し上げますと、簡保事業団から簡保特会への利払いというものは滞りなく行われておりますけれども、損益計算書を見ますと経常損失三百八十二億円を計上してはございまして、累積欠損金は平成四年度の百三億円と合わせまして四百八十五億円となっております。

この平成四年度以降簡保事業団の経常損失が出ることになりました原因につきましては、私どもとしては指定単運用のいわゆる実績配当による収入と固定金利による利払いとの構造的なミスマッチだというふうに考えてはございまして、簡易保険局といたしましては、この問題を解消するために平成六年度、本年度から制度改善をいたしまして、従来の簡保事業団への貸し付けによる方法から運用寄託、非常に低利なものに変えたということでございますけれども、運用寄託による指定一年運用方式ということに変えております。この制度改善によりまして、今後国内景気が回復基調に転じますと簡保事業団の欠損も回復するものというふうに見込んでおります。

それから、先生御質問の二点目でP K Oというお話がございましたけれども、私ども、金融自由化対策資金それから簡保資金の指定単を経由しました株式運用につきましては、長期的な視点からできる限り有利で確実な運用を行うということを目的にしておりますので、このことによりまして預金者及び加入者の利益向上を図るということでございますので、いわゆる株価対策を目的として実施しているということにはございません。

それから外債につきましては、ちょっと事前にいただいていたので私の今担当のレベルということでお話し申し上げますが、外債につきましては、昨今の円高の状況がございまして、私どもとしては外貨建ての債券については慎重な運用ということを心がけ

ております。

簡保につきましては、昨年三月末で外貨建ての債券約三兆七千億円、郵便貯金約一兆七千億円の残高がございますけれども、昨今の円高の状況ということがございますので、最近はユーロ円建ての債券、いわゆる為替リスクのない円建ての債券を中心に運用を行っております。

なお、今後も我々としましては、全国の郵便局の加入者の方から預かった貴重な資産でございますので、慎重な運用を心がけたいというふうに考えております。

説明員（福山圭一君） 次に、年金福祉事業団が行っております運用事業でございますが、公的年金のいわゆる自主運用事業、これは年金資金の一部を市場で運用するものでございますが、不況が長引いたことに伴います投資環境の悪化ということがございまして、平成三年度より運用収益、これが資金運用部に支払いをいたしました借入金利を下回る状況が続いております、平成五年度末で一千二百七億円の累積赤字ということになっておる状況でございます。

こういう状況になっておりますのは、この運用事業は借り入れにより資金調達を行う、これを市場で運用するというものでございますが、不況が長引きまして長短期が一層低下をする、株価も低水準で推移する、こういった厳しい投資環境にあったため収益率は低下をした。一方、借入金利は高金利時の借り入れの影響が残りほとんど低下しなかったと、こういうことでございます。

それから次に、いわゆる株式組み入れ比率の制限のない指定単契約でございますが、いわゆる新指定単ということにつきまして御質問がございましたが、年金福祉事業団では平成四年度に五千五百億円、それから平成五年度に三千億円、合計八千五百億円の運用が行われております。五年度末で全体の運用額十九兆四千六百億でございますが、そのうち八千五百億がこの新指定単による運用ということでございます。

この新指定単、これはいわゆる株価対策のためということではございませんで、この運用に当たりましては、長期運用が可能な年金資金の性格を踏まえまして安全かつ効率的な運用に十分心がけるべきと、このように考えてございまして、こういう基本的な考え方に立ちながら、運用専門機関の判断を基本的に尊重してきているということでございます。

それから最近の円高の関係でございますが、年金福祉事業団の運用につきましては大半が信託銀行、生命保険会社といった専門機関への委託運用でございまして、年金福祉事業団といたしましては、一定期間ごと、基本的には四半期ごとでございますが、運用状況を聴取いたしましてこれを評価する、こういった立場にあるわけございまして、ごく最近の急激な円高につきましては、したがってこの影響を常時フォローする、こういう体制にはなっておらないわけでございます。

以上でございます。

峰崎直樹君 語尾の方がよく聞こえないところがありましたけれども、両省からいったらわからないのかもしれませんが、P K Oにはこの三つの事業団からのお金は使っておりませんということなんですか使っているということなんですか、それだけちょっとお聞きしたかったんです、最後にもう一回確認します。

説明員（福山圭一君） 先ほども申し上げましたように、平成四年度に五千五百億、それから平成五年度に三千億円、合計八千五百億円のいわゆる新指定単。これは、他のものは信託の指定単運用で、他のものは株式の組み入れ比率三割以内という制限がございますが、この新指定単につきましては組み入れ比率制限のない契約になっております。

ただ、こういった新指定単につきましても、制限上は組み入れ比率制限はないわけですが、ほかのものと同様、年金資金の運用という点では同様でございますが、私どもとして、いわゆる株価対策ということではございませんで、他の資金と同様に年金資金にふさわしい運用をするということで運用をしているということでございます。

政府委員（田波耕治君） 今お答えございましたように、いわゆる公的資金の運用につきましては政府が個別特定の、例えば銘柄とか事業分野に関しまして運用の指図を行うべきではないことは当然でございますが、もとよりそういうことは実際にも行ってないわけでございます。

それで、P K Oということが言われるわけでございますけれども、現在の東京市場の大きさというのは、例えば二月末の東証の時価総額は三百十兆円でございます。これに対しまして六年度のいわゆる新指定単の運用額というのは二兆円でございますから、そういった市場規模の大きさから見まして、いわゆる公的資金によって株価維持を行うということがもとよりあり得ない話であるということは御理解いただきたいというふうに思っております。

峰崎直樹君 理財局長、やってないというより、やっているんでしょう。今は、何か聞いていますと、そんなことで株価は維持できるわけないと。確かにそうでしょう、あの株式相場の金額を全部P K Oで見ていると言いません。恐らく外国人の投資家がかなりどんどん入ってきていますから、そういうものに支えられているんでしょう。しかし今私が一番知りたいのは、そういう財投資金、特に年金の資金の一部がそういう公的な形でP K Oに回される。そうすると、P K Oをやっていることが日本のある意味では株式相場を悪くしているという説もあるわけですからね。しかし、それは景気対策上やらなきゃいけない面もあったのかもしれませんが。

たしか九二年八月の宮澤内閣のときにP K Oをやるということを言って、そして今おっしゃったような仕組みをやったんでしょう。何か今の理財局長の話を聞いていると、いや、我々は株価を維持するためにそんなことをやっておりますというふうに聞こえちゃうん

ですけれども、もう一回そのところをはっきりさせた方がいいんじゃないんでしょうか。

政府委員（田波耕治君） 御指摘のように、平成四年八月に総合経済対策というものが打たれたわけでございますが、その中で、長期的、安定的な資金運用を促進いたします、ひいては証券市場の活性化に資するという目的から、いわゆる株式組み入れ比率の制限のない新たな指定単、これを新指定単と呼んでおりますが、そういう運用枠が設けられたわけでございます。

私が申し上げましたことは、そういう指定単の運用というのは受託者でございます信託銀行が投資判断によって行っているものでございまして、株式に対して具体的な運用を国が指示する、そういう性格のものではないと。したがって、新指定単に関する措置というのは株価維持のために行われるものではないし、また、そういった格好で株価維持を図るということは市場の大きさからいって不可能であるということをお説明申し上げたわけでございます。

峰崎直樹君 株価維持のためでないというんだったら、何で投入したんですか。

政府委員（田波耕治君） それは先ほど各省からお答えがございましたように、いろいろな資金の長期的、安定的な資金運用を行うためということが第一の目的でございます。

峰崎直樹君 長期的、安定的な運用をやるとき、株価水準がたしか一万四千元を割るか割らないかというところまでいったときにようやくPKOをやろうと言ったんですね。やはり私はそのところは余りもうごまかさなくてもいいと思うんですよ。PKOをやりました、株価をある程度支えなきゃ、含み益がなければ銀行のBIS規制が通らない、だからある程度のところに我々はやったと。

しかし、それがなかなかうまく機能しないとか、あるいはその資金が枯渇したとか、もっといろいろそのところで聞いてみたいところがたくさんあるわけです。本当に安定的だったのかどうなのか、実際今、株価水準がどうなって、それが利回りにどう反映したかといったたくさん問題があるわけです。今の答えを聞いているとどうも私は、実際上PKOということがやられているその背景にある考え方と理財局長の話はちょっと合わぬなと思っているんですが、これはもうこれ以上聞きません。時間がありませんから、すべてを聞くということは不可能ですから。

最後に、金利が完全に自由化になったのは九四年の十月からだ、こういうふうに言われています。そうすると、かつて規制金利時代に郵貯であるとかそういうもので原資を確保し、そして四畳半の中にもうまきはめ込むように、いわゆる預託金利から貸付金利から国債の金利からきちっと整理をされていた。そういう段階がなくなって金利の自由化以降の財投の将来的な見通しを考えたときに、これはやはり先行きなかなか大変なんじゃないの

かというふうによく言われます。とりわけ、かつてのようにプライムレートよりもなお低いものを確実に保証するというような財投の有利性だとかそういうものがなくなってきていると言われているんです。

この点、最後になって恐縮なんです、非常に財投機関がたくさんあります、その財投機関に結果的に、かつてはそういうものは余りなかったけれども、税制から補助金を与えなければうまくいかないようになってきているような財投機関というのがかなり目立つんじゃないかと言われている。それは我々は予算書を見てもすぐばんと出てこないのがありますが、最近ある本を読んでみますと、一九九三年度、今から二年前ですが、財投機関に二兆四千二百六十九億円の補助金が与えられているというんです。

こういうふうになってくると、財投というのは金融の世界だと言うけれども、しかし政策上の配慮でもって進めなきゃいけない。そして、そこに二兆円を超えるような補助金とか政府の出資が単年度で行われるようになってくる。そうすると、これのあり方について相当やはり従来とは、すなわち規制金利時代から金利自由化時代になったときにはやはり相当財投のあり方について考え直さなきゃいけないんじゃないのかなというふうに思うんですが、この点を最後に、主計局になるんでしょうか、お聞きして私の質問を終わりたいと思います。

政府委員（伏屋和彦君） 今御質問の、まさにその財投に係る金利の話から始まりまして、いわゆる政策金融について毎年度の予算でどういうぐあいな対応をしているかということでございます。

政策金融につきましては、毎年度の予算編成を通じまして、経済社会の発展に伴って変化しますいろいろな政策課題に対応して融資対象分野を適切に設定するとともに、民間金融機関のみによって適切に対応がなされるようになった分野につきましては、これを政策金融の対象から除外するというような、常に不断の見直しが必要であるということも言うまでもないことでございます。

ただ、各政策金融機関におきまして低利の融資を行っていること自体は、例えば住宅取得への支援とか中小企業者への支援といった重要な政策目的の遂行のために政策的に行っているものであるわけでございます。その結果といたしまして各機関におきまして生じます収支差につきましては、これを補てんする等の措置が必要になるという点は御理解いただきたいわけでございます。

いずれにいたしましても、先生が今言われました、政策金融機関につきまして一体どこまでやっていくか、そういうことも含めまして、これまで現行制度のもとで各般の政策的な要請に適切に対応してきたところございまして、今後もこれらの点につきましては、適切かつ効率的な財政運用を行うとの観点を踏まえまして、やはり国民からいただいております税金でございますので、各種の政策的課題に適切に対応していくということが肝要であると考えているわけでございます。

峰崎直樹君 終わります。